

第3期

羅臼町子ども・子育て支援事業計画

素案

(令和6年12月18日付)

令和6年12月

羅臼町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画期間.....	3
4. 計画の策定方法	3
5. 子ども・子育て支援をめぐる国の動向	5
第2章 町の子ども・子育てを取り巻く現状.....	6
1. 人口・世帯等の現状.....	7
2. 結婚・就業の状況.....	10
3. 子育て環境の状況.....	12
4. 羅臼町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果	20
第3章 第2期計画の推進状況	27
1. 施策・事業の実施状況.....	28
2. 教育・保育事業の状況.....	29
3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況	30
第4章 計画の基本的な考え方	35
1. 基本理念.....	36
2. 基本方針.....	37
3. 基本目標.....	38
4. 施策の体系	39
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	40
基本目標1 地域における子育て支援.....	41
基本目標2 母性ならびに子どもの心身の健康の確保及び増進.....	44
基本目標3 安全・安心な子育て生活環境の整備.....	47
基本目標4 子どもが健やかに育つ環境づくり	50
基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の支援	52
基本目標6 特別な援護を要する家庭への支援	53

第6章 事業量の見込み	55
1. 子ども・子育て支援制度の概要	56
2. 教育・保育提供区域の設定	57
3. 児童人口の将来推計	57
4. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策	58
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	59
6. 教育・保育の一体的提供の推進	67
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	68
第7章 計画の推進	69
1. 計画の推進体制	70
2. 計画推進にあたっての役割	71



計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、我が国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

その後、令和5年4月にはこども家庭庁が設置されるとともに、こどもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本町においては令和2年度から令和6年度までを計画期間として「第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実に向けた取組を進めてきました。

「第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」は令和6年度に終期を迎えることから、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

「第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

また、この計画は「羅臼町総合計画」を最上位計画とし、町の福祉関係計画等と整合を図ります。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村 計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (策定義務なし)
性格 特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「羅臼町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



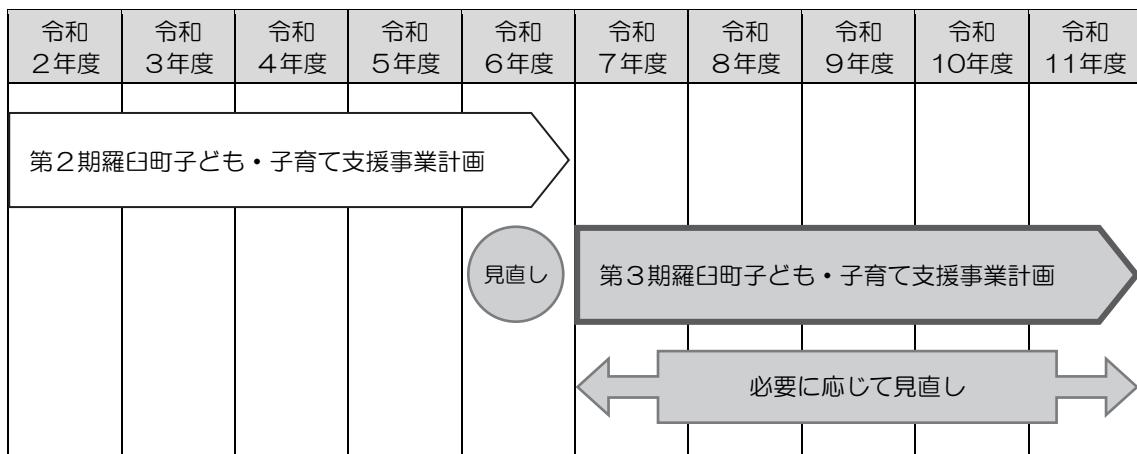
一体的に策定



第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画

3. 計画期間

第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化や関連制度・法令の改正、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

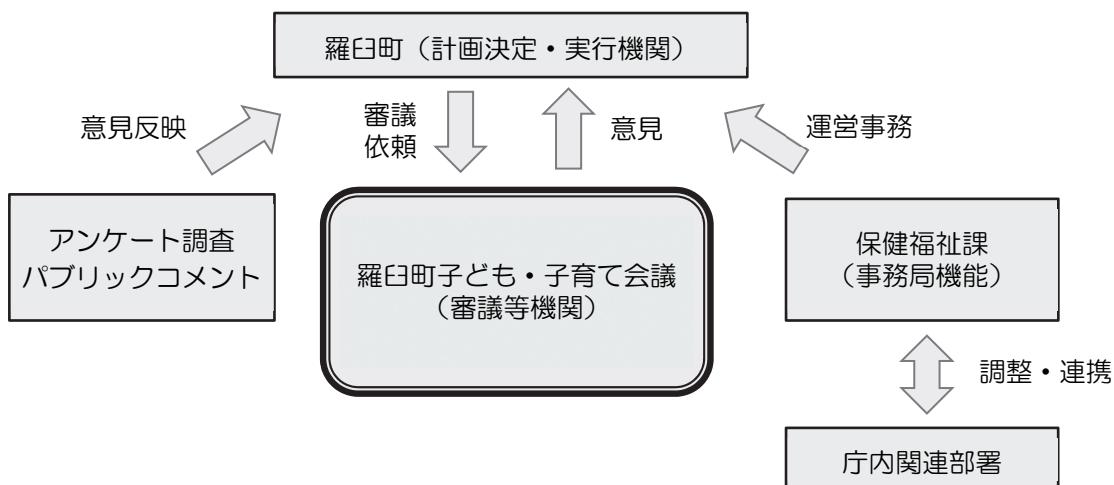


4. 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたっては、「羅臼町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行います。

■計画策定体制のイメージ



(2) 計画策定のためのアンケートの実施

羅臼町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象に実施します。

■調査の概要

調査対象	令和6年6月1日現在 羅臼町に在住する就学前児童及び小学生の保護者全員
調査期間	令和6年6月
調査方法	郵送による配布・回収

5. 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまで組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

同じく令和5年4月から、子どもを権利の主体として位置付け、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

また、「こども基本法」に基づき、これまで別々につくられてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、「こども大綱」に一元化されることになりました。

■ こども基本法の概要（地方公共団体関係部分）

・定義（第2条関連）

この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

・地方公共団体の責務（第5条関連）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

・都道府県こども計画等（第10条関連）

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

・こども等の意見の反映（第11条関連）

国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

第2章

町の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯等の現状

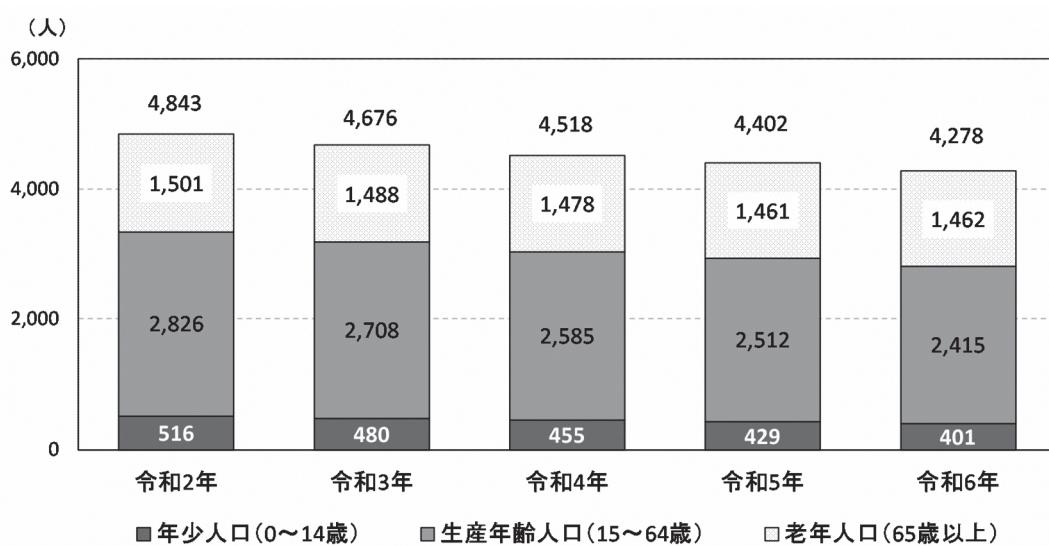
(1) 人口の推移

本町の人口は令和2年以降は減少傾向で推移しており、令和6年は4,278人で令和2年から565人（11.7%）減少しています。

年齢3区分別の人口でみても、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）だけでなく老年人口（65歳以上）も減少傾向で推移しています。

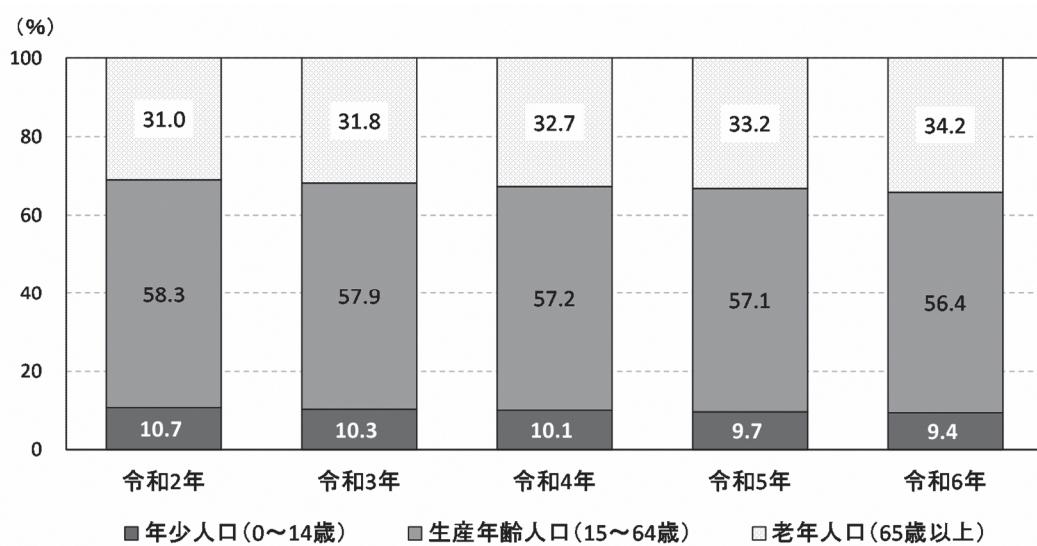
年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合は微減、老年人口（65歳以上）は増加で推移しています。

■年齢3区分別人口の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日）

■年齢3区分別人口割合の推移



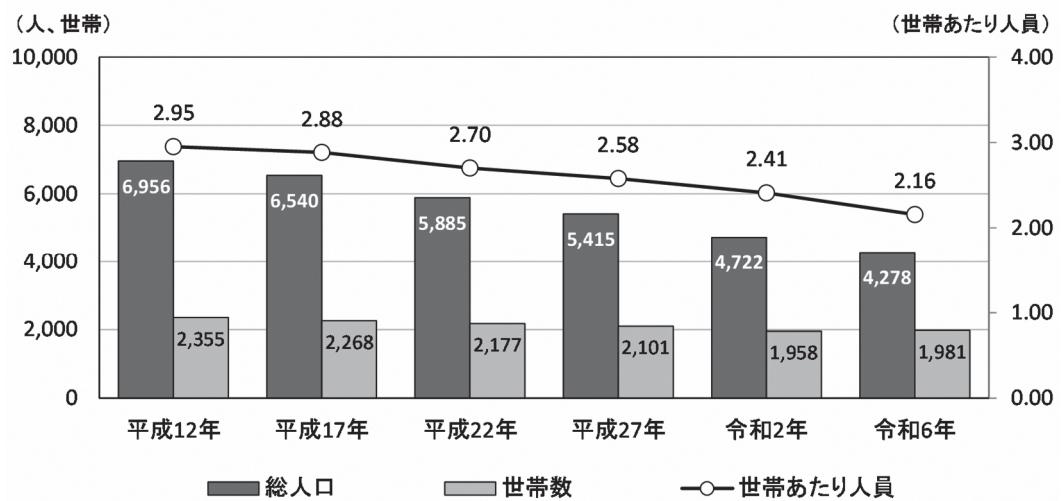
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

(2) 世帯数の推移

本町の世帯数は、平成12年の2,355世帯をピークに減少しており、令和6年は1,981世帯となっています。

世帯あたりの人員は、平成12年の2.95人から令和6年には2.16人まで減少しており、核家族化が進展していることがうかがえます。

■世帯数及び世帯あたりの人員数の推移



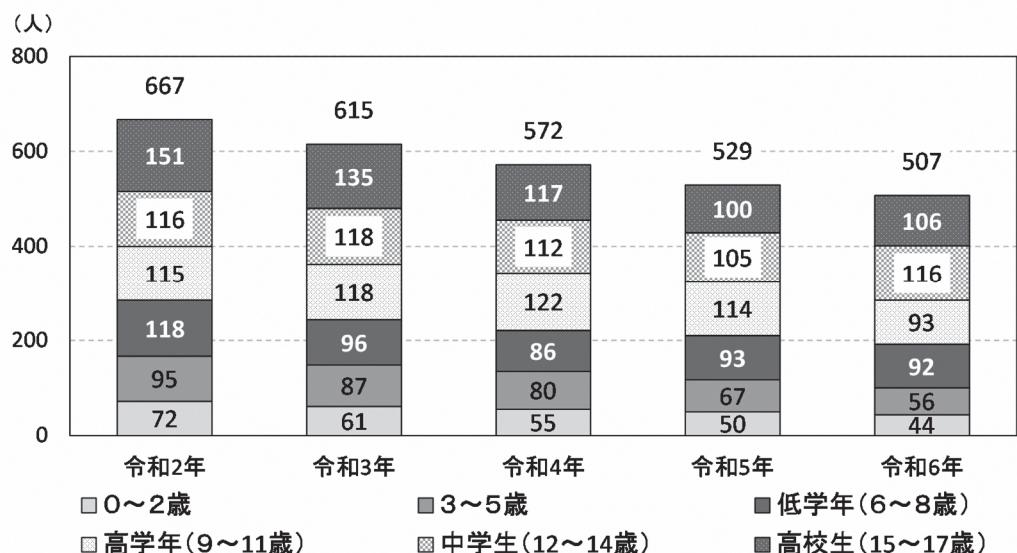
出典：令和2年まで国勢調査、令和6年は住民基本台帳（4月1日現在）

(3) 子どもの人口の推移

本町における18歳未満の人口は、令和2年の667人から令和6年には507人となっており、令和2年と比べて160人（24.0%）と大きく減少しています。

年齢階級別でみると、0～2歳及び3～5歳の減少が著しく、令和2年と比べて令和6年は0～2歳が38.9%、3～5歳は41.1%の減少となっています。

■子どもの人口の推移



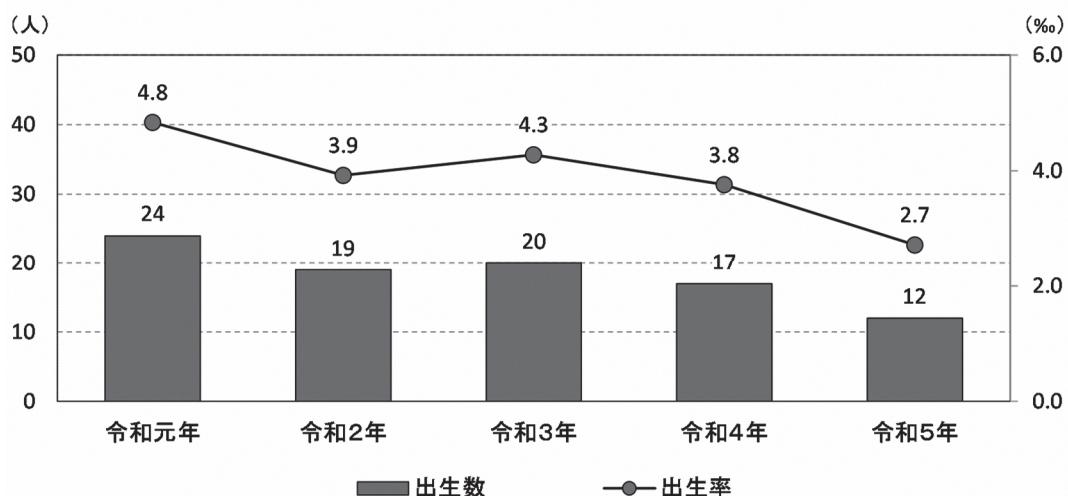
出典：住民基本台帳（各年4月1日）

(4) 出生数・出生率の推移

本町の出生数は令和元年の24人から減少傾向で推移しており、令和5年は12人と半減しています。

出生率（人口千人あたりの出生数）でみても、令和元年の4.8‰から減少傾向が続いています。

■出生数・出生率の推移



※出生率は人口千人対の出生数（単位は‰（パーセント））

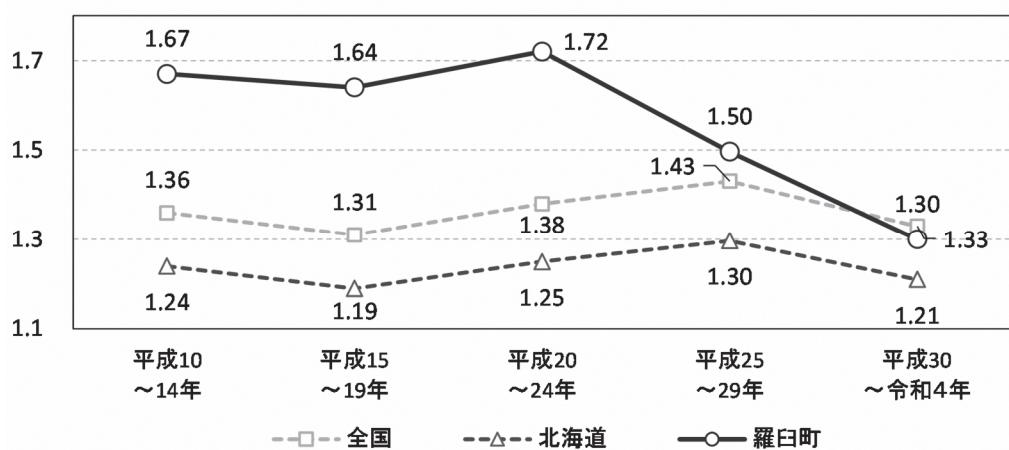
出典：令和元年/住民基本台帳、令和2年以降/住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(5) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

本町の合計特殊出生率は国及び北海道よりも高く推移してきましたが、平成25年以降は減少しており、全国とほぼ同等の水準となっています。

■合計特殊出生率の推移



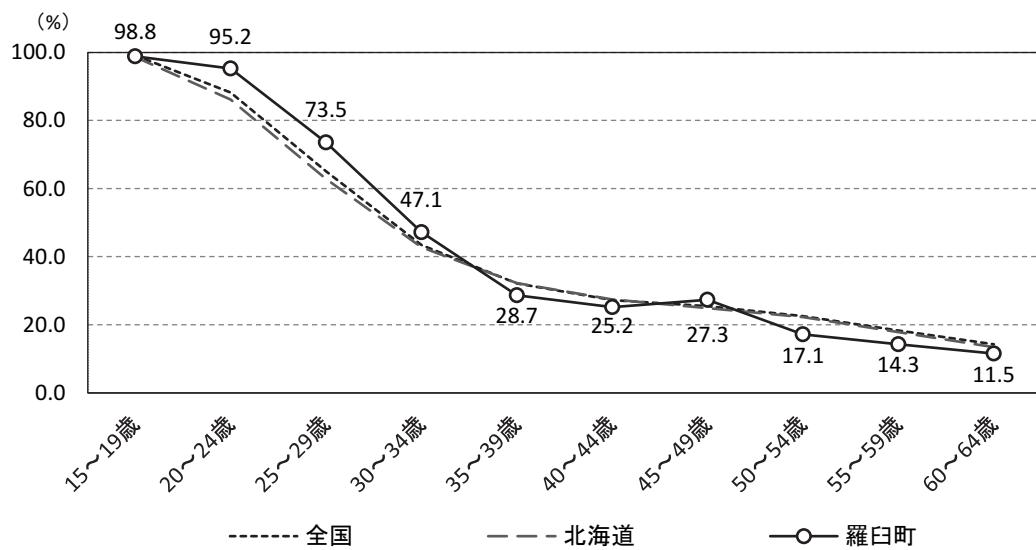
出典：人口動態統計特殊報告

2. 結婚・就業の状況

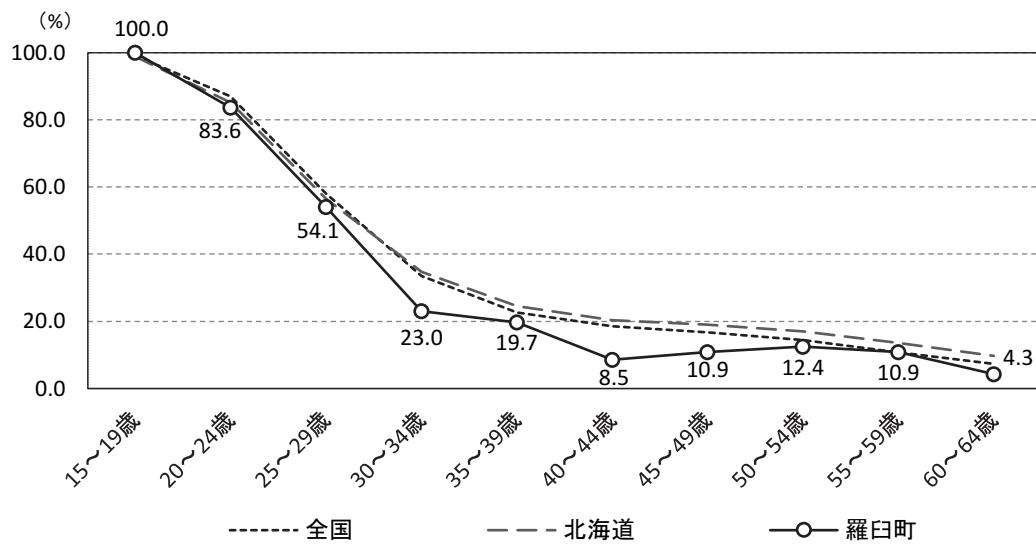
(1) 未婚率の推移

本町の未婚率を男女別に全国・北海道と比べてみると、男性は20歳から34歳で全国・北海道を上回っている一方、同年代の女性は全国・北海道を下回っており、男性と女性で未婚率の傾向に違いがみられる状況です。

■男性の年齢階層別未婚率



■女性の年齢階層別未婚率



出典：国勢調査（令和2年）

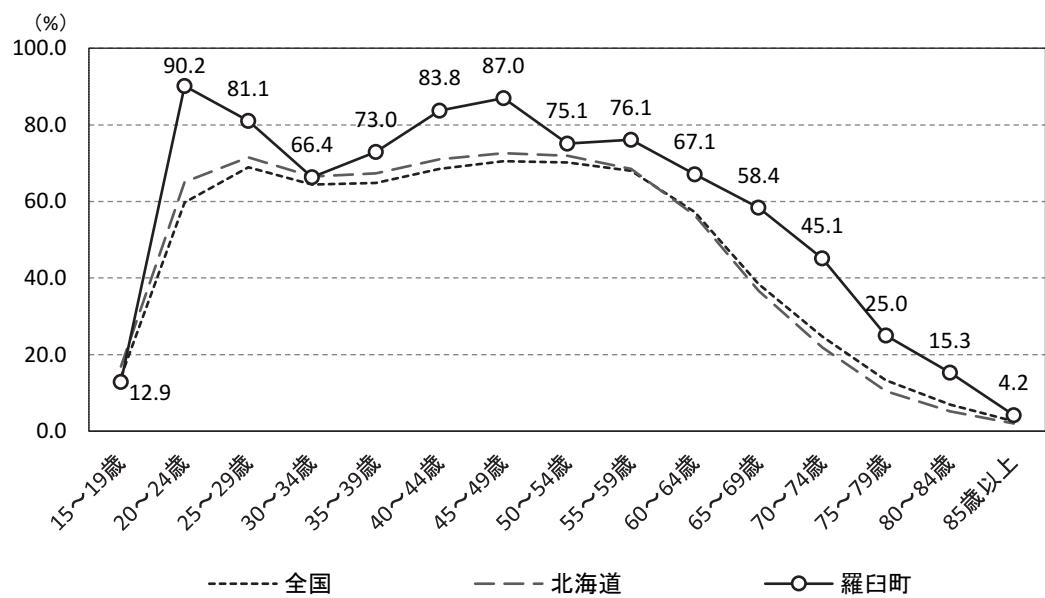
(2) 女性の就業率

女性の年代別就業率は、いったん就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率がいったん低下する、いわゆるM字カーブを描くことが多いといわれています。

本町における女性の年齢階級別就業率は20代で80%を超えていましたが、子育ての中心的な世代である30～34歳代で全国及び北海道と同等の水準まで就業率が下がっています。

全国及び北海道と比較すると、本町の就業率はほぼ全ての年齢階級で全国及び北海道を上回っている状況です。

■女性の年齢階級別就業率



出典：国勢調査（令和2年）

3. 子育て環境の状況

(1) 幼稚園の状況

本町には町立幼稚園が2箇所あり、3歳から5歳までの児童の受け入れを行っています。令和2年度の入園児童数は92人でしたが、少子化の進展とともに入園児童数は減少しており、令和6年度は57人となっています。

■幼稚園の概要（令和6年5月1日現在）

名 称	所 在 地	定 員 (人)	入園 児童数 (人)	入園率 (%)	教職員数 (人)
羅臼町立羅臼幼稚園	緑町301番地	210	44	21.0	9
羅臼町立春松幼稚園	ハ木浜町407番地	105	13	12.4	7

出典：羅臼町町勢要覧

■幼稚園の入園児童数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園数		2	2	2	2	2
入園児童数	3歳児	32	29	18	21	17
	4歳児	30	32	30	18	21
	5歳児	30	26	34	30	19
	合 計	92	87	82	69	57
教職員数		17	16	18	18	16

出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

(2) 小学校の状況

本町には小学校2校が整備されていますが、小学校児童数は減少傾向が続いているおり、令和6年度は2校の合計で189人となっています。

■小学校の概要（令和6年5月1日現在）

名 称	所 在 地	児童生徒数 (人)	教職員数 (人)
羅臼町立羅臼小学校	本町41番地	109	21
羅臼町立春松小学校	ハ木浜町190番地	80	14

出典：学校基本調査

■小学校児童数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校数		2	2	2	2	2
児童数	1年生	29	31	29	33	31
	2年生	41	28	30	30	34
	3年生	48	38	28	30	30
	4年生	41	48	37	28	29
	5年生	32	39	48	37	28
	6年生	40	30	37	49	37
	合 計	231	214	209	207	189
教職員数		35	37	35	35	35

出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 中学校の状況

本町には中学校が2校整備されていましたが、平成30年度に1校に統合されました。

中学校生徒数は令和2年度の112人から減少傾向で推移していましたが、令和6年度は増加に転じ116人となっています。

■中学校の概要（令和6年5月1日現在）

名 称	所 在 地	児童生徒数 (人)	教職員数 (人)
知床未来中学校	栄町104番地	116	16

出典：学校基本調査

■中学校生徒数の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学校数		1	1	1	1	1
生徒数	1年生	42	38	30	37	49
	2年生	35	41	37	30	36
	3年生	35	35	41	37	31
	合 計	112	114	108	104	116
教職員数		17	14	15	15	16

出典：学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 子育て支援センター及び子ども発達支援センターに関する状況

本町では、教育・保育施設のほかに「羅臼町子育て支援センター『ありんこ』」を設置し、乳幼児のいる親子の交流の場の提供、育児相談、情報提供などを行っています。

また、発達や成長に心配のあるお子さんに療育支援を行うため「羅臼町子ども発達支援センター『ありんこ』」を設置しています。

「羅臼町子育て支援センター『ありんこ』」の延べ利用者数は年度によってばらつきがあり令和5年度は1,480人となっています。

「羅臼町子ども発達支援センター『ありんこ』」の延べ利用者数は増加傾向がみられ、令和5年度は536人となっています。

■子育て支援センター及び子ども発達支援センターの概要

事業名	事業内容
羅臼町子育て支援センター 『ありんこ』	子育て中の保護者の方々が、幼稚園入園前のお子さんと一緒に利用できます。 保育士が常勤、状況に応じて育児経験のあるボランティアさんがいることもあるので、育児支援や子育て相談もできます。
羅臼町子ども発達支援センター 『ありんこ』	発達や成長に心配のあるお子さんへ個別を中心とした療育支援を行っています。 お子さんにあった療育や小集団による遊びを通じて適応訓練を行い発達援助や自立援助の場として利用できます。

■子育て支援センター及び子ども発達支援センターの利用状況

事業名		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
羅臼町子育て支援センター 『ありんこ』	実施日数 (日)	211	217	181	225	234
	延べ利用者 数(人)	2,287	2,150	1,324	2,127	1,480
羅臼町子ども発達支援センター 『ありんこ』	実施日数 (日)	188	179	195	202	204
	延べ利用者 数(人)	522	533	539	600	536

出典：羅臼町保健福祉課

(5) 母子保健事業の状況

本町では母子保健事業として乳幼児を対象とした健康診査をはじめとする様々な事業を実施しており、お子さんの発達状況や健康状態を把握するとともに、必要に応じて育児相談や情報提供を行っています。

■母子保健事業の概要

事業名	事業内容
①妊産婦等個別支援	母子健康手帳の交付や健康診査の受診票の発行など相談に応じ、疑問や不安を解消し、出産の準備を行うことができます。
②乳児健康診査	小児科医師による診察や保健師、栄養士、歯科衛生士による相談により児の発達状況や健康状態が確認できます。
③乳児健康相談	保健師による身体測定や発達状況のチェック、栄養士、歯科衛生士による相談、養育者が育児に対する助言や指導を受けられる。
④乳幼児発達健康診査	乳児健康診査等で一次健診を実施し対象者が出了場合は保健師が付き添い受診。運動発達の遅れがある児の早期発見ができます。
⑤1歳児健康診査	小児科医師による診察や保健師、栄養士、歯科衛生士による相談。運動機能、言語発達、視聴覚及び健康状態を確認できます。
⑥1歳6か月児健康診査	小児科医師による診察や保健師、栄養士、歯科衛生士による相談。運動機能、言語発達、視聴覚及び健康状態を確認できます。
⑦2歳児健康相談	身体測定、歯科指導、個別相談。養育者が発達状況を確認できます。
⑧3歳児健康診査	小児科医師、歯科医師による診察。児の身体面及び精神面、視聴覚の発達状態を確認できます。
⑨小児への個別支援	各家庭に訪問し、児の身体測定や健康状態の確認、育児相談や小児に関する相談を行います。

■母子保健事業の実施状況

事 業 名		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①妊産婦等個別支援	相談件数 (件)	97	126	99	112	66
②乳児健康診査	対象者(人)	50	37	38	24	18
	受診数(人)	46	34	38	24	18
	受診率(%)	92.0	91.9	100.0	100.0	100.0
③乳児健康相談	対象者(人)	22	16	18	17	19
	受診数(人)	19	15	15	16	16
	受診率(%)	86.4	93.8	83.3	94.1	84.2
④乳幼児発達健康診査	対象者(人)	23	18	18		
	受診数(人)	22	17	17		
	受診率(%)	95.7	94.4	94.4		
⑤1歳児健康診査	対象者(人)	22	23	17	21	21
	受診数(人)	22	23	15	20	19
	受診率(%)	100.0	100.0	88.2	95.2	90.5
⑥1歳6か月児健康診査	対象者(人)	31	26	17	20	15
	受診数(人)	30	25	15	20	15
	受診率(%)	96.8	96.2	88.2	100.0	100.0
⑦2歳児健康相談	対象者(人)	28	29	23	17	20
	受診数(人)	25	24	21	15	19
	受診率(%)	89.3	82.8	91.3	88.2	95.0
⑧3歳児健康診査	対象者(人)	29	35	19	19	14
	受診数(人)	28	34	19	18	14
	受診率(%)	96.6	97.1	100.0	94.7	100.0
⑨小児への個別支援	実施数(件)	288	268	201	200	169

出典：羅臼町保健福祉課

(6) 児童手当等の状況

児童手当及び児童扶養手当の受給者数はおおむね減少傾向となっていますが、特別児童扶養手当の受給者数は令和元年度以降に増加しています。

■児童手当等の概要

手当の種類	事業内容
①児童手当	児童手当法に基づき、家庭生活の安定と児童の健やかな成長に資することを目的とし、養育者に現金給付される手当。中学校修了前の児童を養育する者が対象です。
②児童扶養手当	父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭などの児童のために所得に応じて手当が支給されます。
③特別児童扶養手当	20歳未満で精神又は身体に障がいを有する児童を家庭で監護、養育している父母等に支給される手当です。

■児童手当等の支給状況

手 当 名		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①児童手当	受給者数 (人)	303	275	264	249	225
②児童扶養手当		61	66	64	55	49
③特別児童扶養手当		6	6	7	10	11

出典：羅臼町保健福祉課

(7) 医療費助成の状況

本町では下記の医療費助成を実施しており、助成件数は令和5年度にいずれも増加しました。

なお、令和4年8月から高校生までの医療費の無償化を実施しています。

■各種助成の概要

助成の種類	事業内容
①乳幼児等医療費	就学前の乳幼児及び小学1年生から小学6年生までの児童が、病院等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。
②ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等の児童と、扶養する母又は父が、病院等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。
③重度心身障害者等医療費	重度心身障害者の方が、病院等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成します。

■各種助成の助成件数の推移

手当名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数(件)	1,687	1,327	1,318	1,384	1,649
①乳幼児等医療費	518	502	434	392	489
③重度心身障害者等医療費	1,126	1,511	1,386	1,233	1,330

出典：羅臼町保健福祉課

4. 羅臼町子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査結果

(1) 調査の概要

本調査は、子育て家庭の現状と今後の意向を把握するとともに、「第3期羅臼町子ども・子育て支援事業計画」を策定するために必要な基礎資料の収集を目的に実施しました。

調査対象	令和6年6月1日現在 羽田町に在住する就学前児童及び小学生の保護者全員 ○就学前児童の保護者：85世帯 ○小学生の保護者：147世帯
調査期間	令和6年6月
調査方法	郵送による配布・回収

(2) 調査票の回収結果

	配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
就学前児童の 保護者向け	85	41	0	41	48.2
小学生の 保護者向け	147	66	0	66	44.9
合 計	232	107	0	107	46.1

(3) 集計結果の表し方

- 調査結果の図表は、原則として回答者の構成比（百分率）で表現しています。
- 百分率による集計では、回答者数（該当質問においては該当者数）を100%として算出し、本文及び図の数字に関しては全て小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。複数回答の設問では全ての比率の合計が100%を超えることがあります。

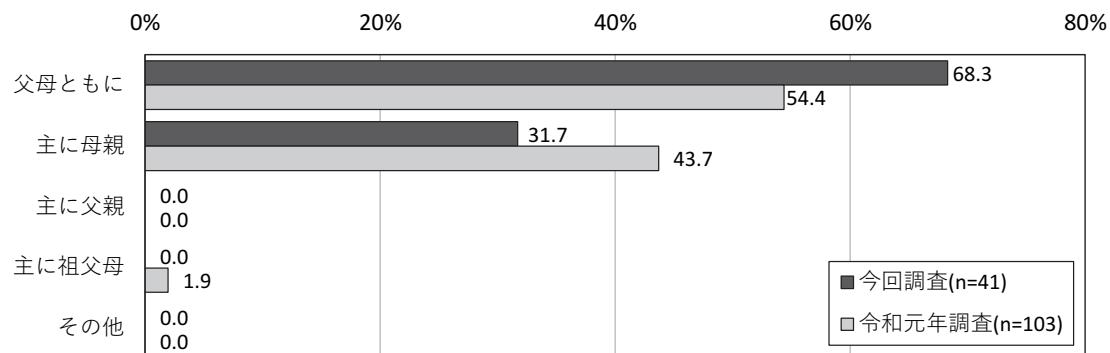
(4) ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境

①主に子育てを行っている人

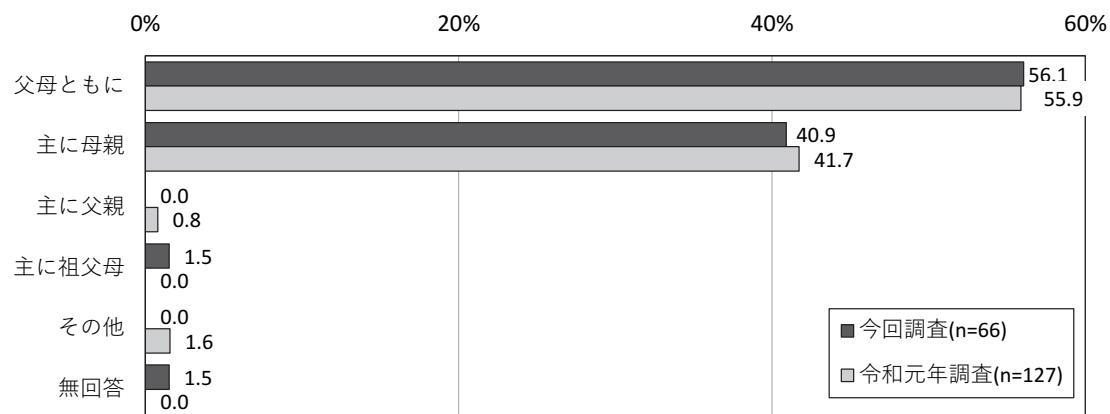
就学前児童の保護者は「父母とともに」が68.3%、「主に母親」は31.7%となっています。令和元年調査と比べると、「父母とともに」が13.9ポイント増加しています。

小学生の保護者は「父母とともに」が56.1%、「主に母親」は40.9%、「主に祖父母」は1.5%となっており、令和元年調査と比べても、大きな差異はありません。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

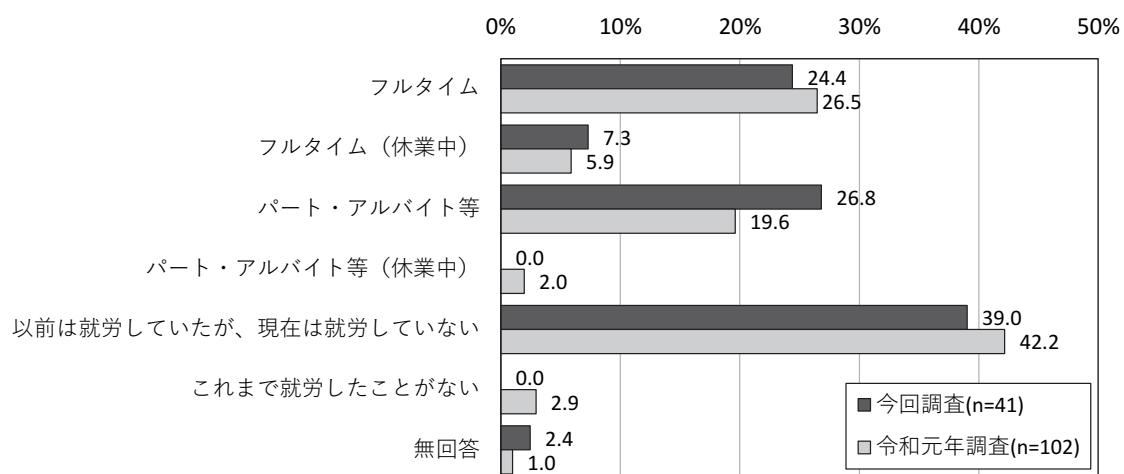


②母親の就労状況

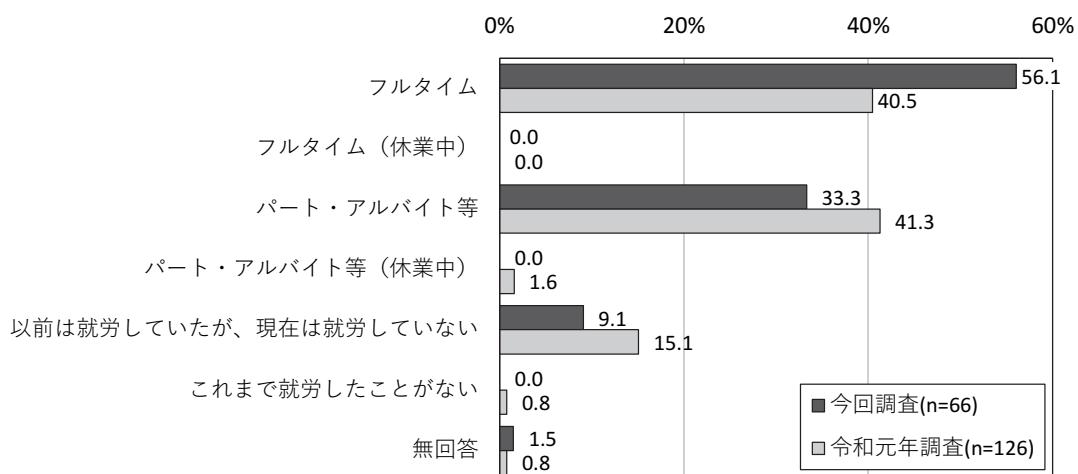
就学前児童の現在の母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が39.0%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(26.8%)が続いています。令和元年調査と比べると、就労している人が4.5ポイント増加しています。

また、小学生の母親では「フルタイム」が56.1%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(33.3%)が続いています。令和元年調査と比べると、就労している人が6.0ポイント増加しています。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》

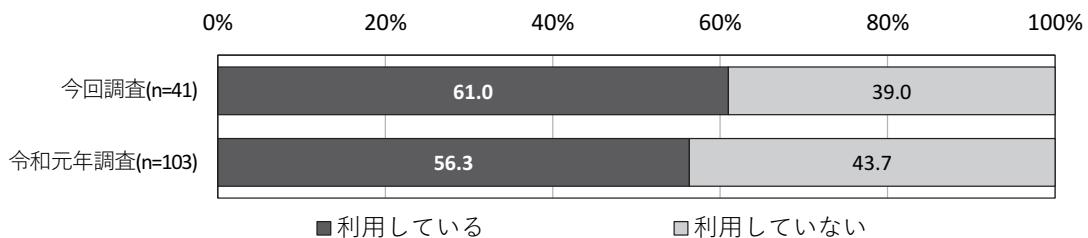


③定期的な教育・保育事業の利用状況等（就学前児童）

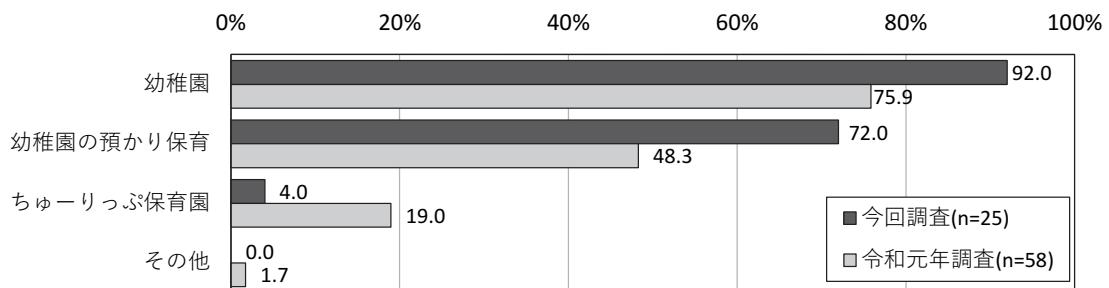
定期的に教育・保育事業を「利用している」人は61.0%で、令和元年調査と比べても、大きな差異はありません。

利用している教育・保育事業は「幼稚園」が92.0%で最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」(72.0%)、「ちゅーりっぷ保育園」(4.0%) となっています。令和元年調査と比べると、「幼稚園」が16.1ポイント、「幼稚園の預かり保育」が23.7ポイント増加しています。

《教育・保育事業の利用状況》



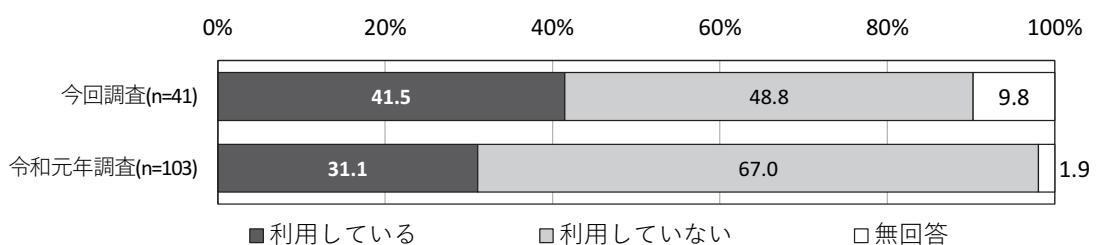
《利用している教育・保育事業》



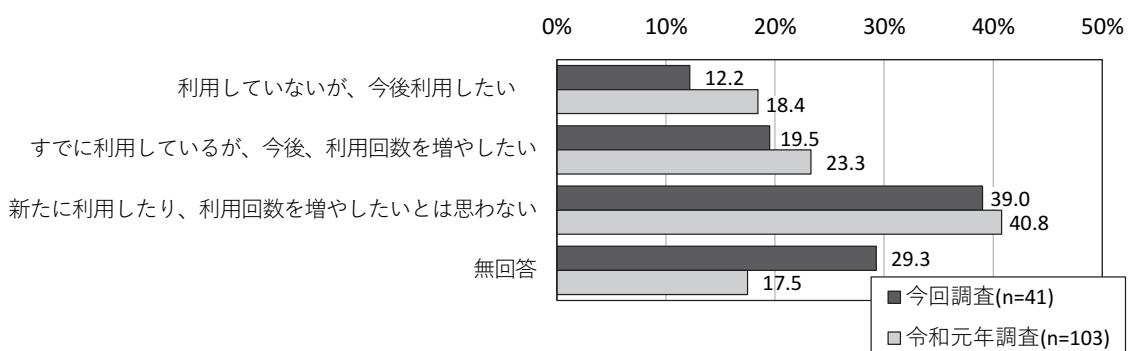
④子育て支援センター等の利用状況等（就学前児童）

子育て支援センター「ありんこ」を「利用している」人は41.5%で、令和元年調査と比べると、10.4ポイント増加しています。また、子育て支援センター「ありんこ」の今後の利用意向をたずねたところ、「新たに利用したり、利用回数を増やしたいとは思わない」が39.0%で最も多くなっています。

《現在の利用状況》



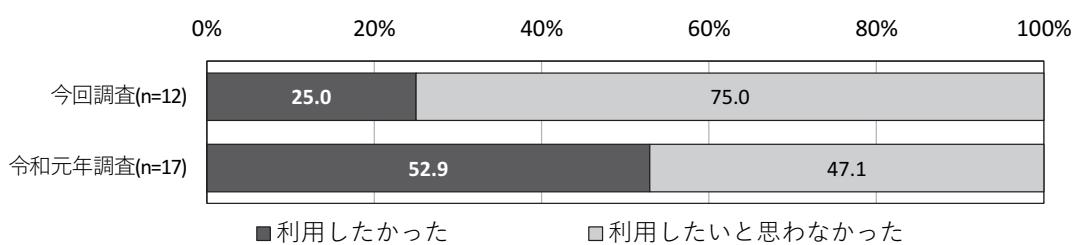
《今後の利用意向》



⑤病児・病後児保育の利用希望（就学前児童/教育・保育事業の利用者）

子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業が利用できなかったことがあった際に、できれば病児・病後児のための保育施設を「利用したかった」と回答した人は25.0%（3人）で、利用したい日数は「1～5日」が66.7%（2人）、「6～10日」が33.3%（1人）となっています。

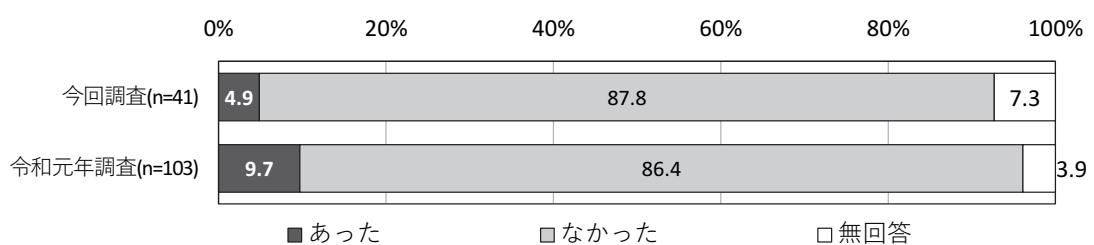
《利用希望》



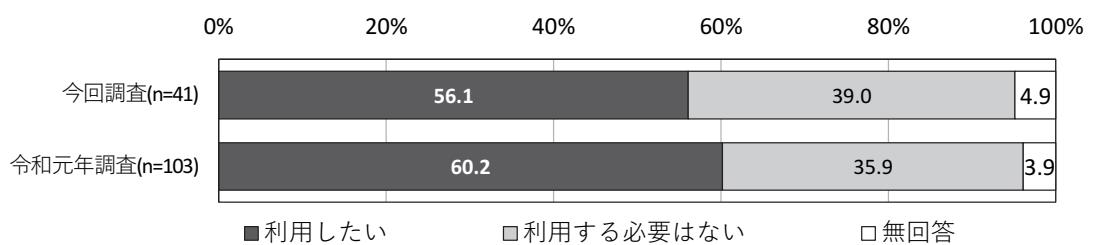
⑥一時預かり等、不定期に利用できる事業の利用状況等（就学前児童）

この一年間に、一時預かり等を不定期に利用したことが「あった」人は4.9%で、令和元年調査と比べて4.8ポイント減少しています。
今後の利用意向については、「利用したい」人は56.1%、「利用する必要はない」人は39.0%となっています。

《現在の利用状況》



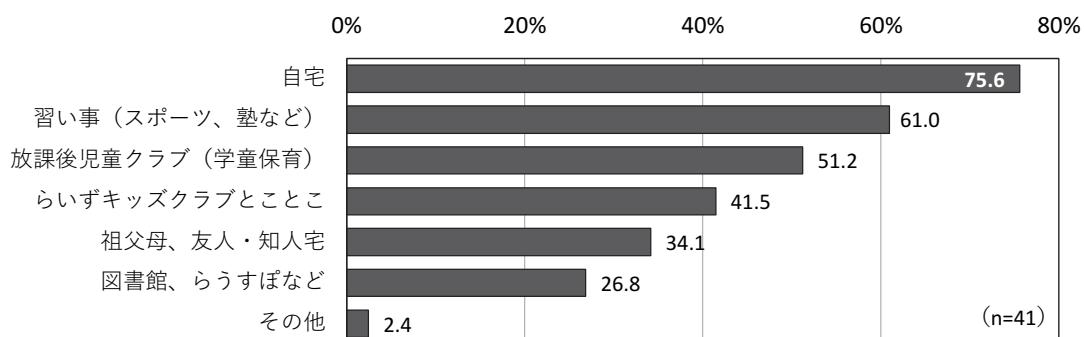
《今後の利用意向》



⑦放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

子どもが小学校に入学した後、放課後を過ごさせたい場所は、「自宅」が75.6%で最も多く、次いで「習い事（スポーツ、塾など）」(61.0%) となっています。また、「放課後児童クラブ（学童保育）」と回答した人に、何年生まで利用したいかをたずねたところ「6年生まで」が42.9%（9人）で最も多く、次いで、「3年生まで」(28.6%、6人) と続いています。

《放課後を過ごさせたい場所（複数回答）》



《放課後児童クラブ（学童保育）を何年生まで利用したいか》





第2期計画の推進状況

1. 施策・事業の実施状況

第2期羅臼町子ども・子育て支援事業計画の計画期間中（令和2年度～令和6年度）に推進した施策・事業に関して、庁内の各担当課の自己評価による実施状況（進捗度）を5段階で評価した結果は以下のとおりです。

■進捗評価の基準

評価の基準	得点
計画どおりに進捗しており、おおむね順調である	100
現在、着手はしているがおおむね順調とまではいえない	75
進捗は半分程度	50
計画から大幅に遅れている	25
実施していない	0

■基本的視点別の進捗度

基本的視点	事業数	実施状況（事業・取組数）					進捗度 ※ (%)
		A	B	C	D	E	
地域における子育て支援	9	6	2	0	0	1	83.3
母性ならびに子どもの心身の健康の確保及び増進	17	16	1	0	0	0	98.5
子育ての生活環境の整備	9	5	3	1	0	0	86.1
職業生活と家庭生活の両立の支援	4	3	1	0	0	0	93.8
支援を必要とする家庭への取組の推進	3	1	2	0	0	0	83.3
計画全体	42	31	9	1	0	1	91.1

※進捗度は5段階評価のスコア（A:100%、B:75%、C:50%、D:25%、E:0%）による加重平均の値

計画全体でみると、合計42事業のうちA評価及びB評価の合計が40事業で施策全体の約95%を占めています。また、計画全体としての進捗度は91.1%となっており、自己評価ながら第2期計画はおおむね順調に推進できたと考えています。

基本的視点別をみると、母子保健事業と青少年健全育成の取組である「母性ならびに子どもの心身の健康の確保及び増進」は98.5%と進捗度が高くなっているほか、「職業生活と家庭生活の両立の支援」も93.8%の進捗度となっています。

「地域における子育て支援」でE評価（実施していない）の事業は「高齢者・若い世代の人材活用」の取組で、子育てボランティアや各学校の体験等のニーズがほとんどなかつたことから未実施と評価しています。

2. 教育・保育事業の状況

(1) 教育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園への入園児数は令和2年度が量の見込みを上回る実績となりましたが、児童数の減少に伴い利用者数も減少し、令和3年度以降は量の見込みを下回る実績で推移しました。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	89	89	85	75	70
	確保方策	100	100	100	100	100
実績		94	87	81	68	55

(2) 保育施設（保育所・認定こども園）

3歳以上は保育施設の利用実績はありませんでした。

0歳から2歳までの児童は令和3年度から入所実績があり、各年度とも量の見込みを下回って推移し、令和6年度は7人となっています。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	14	14	13	13	12
	3歳以上	3	3	3	3	2
	1・2歳	9	9	8	8	8
	0歳	2	2	2	2	2
	確保方策	17	17	17	17	17
実績	実績計	0	7	8	9	7
	3歳以上	0	0	0	0	0
	1・2歳	0	4	6	7	5
	0歳	0	3	2	2	2

※各年4月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業等の情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本町では、令和3年度から羅臼町子育て世代包括支援センターを開設し「母子保健型」で利用者支援事業を実施しています。

(単位：箇所)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	2	2	2	2	2
	基本型・特化型	1	0	0	0	0
	母子保健型	0	1	1	1	1
	その他	1	1	1	1	1
	確保方策	2	2	2	2	2
実績	実績計	0	1	1	1	1
	基本型・特化型	0	0	0	0	0
	母子保健型	0	1	1	1	1
	その他	0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

子育て支援センター等で乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、「羅臼町子育て支援センター『ありんこ』」で「ありんこ広場」や「すくすく広場」など親子交流の場を開設しており、利用実績は量の見込みを下回って推移しました。

(単位：人回/月)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	488	459	453	424	394
	確保方策	—	—	—	—	—
実績		310	213	312	237	146

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

出生数の減少等により令和2年度から令和5年度までの実績は量の見込みを下回って推移しました。

(単位：回)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	392	364	336	322	294
	確保方策	—	—	—	—	—
実績		310	283	278	207	—

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

妊娠婦・新生児等に対し保健師が訪問し、妊娠婦の健康状態、新生児の発育・疾病予防等、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い必要時助言・指導を実施する事業です。

令和2年度の実績は量の見込みを上回りましたが、令和3年度以降の実績は量の見込みを下回って推移しました。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	28	26	24	23	21
	確保方策	—	—	—	—	—
実績		29	18	18	12	—

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した特に支援を必要とする妊娠婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

令和3年度実績は量の見込みを上回って推移しましたが、他の年度は量の見込みを下回る実績となりました。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保方策	—	—	—	—	—
実績		6	13	9	6	—

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

本町には児童養護施設がないため当事業を実施しておらず、実績はありませんでした。

（単位：人日）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	28	27	26	24	22
	確保方策	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	—

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では当事業を実施しておらず実績はありませんでしたが、ボランティアと託児希望者をマッチングさせる事業を社会福祉協議会で実施しています。

（単位：人日）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	0	0	0	0	0
	小学校低学年	0	0	0	0	0
	小学校高学年	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
実績		0	0	0	0	—

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として戸間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

本町では一時預かり事業（幼稚園型）を2箇所の幼稚園で預かり保育として実施しており、利用実績は量の見込みを下回って推移しました。

保育所等における一時預かり事業は、量の見込みを下回って推移しました。

①一時預かり事業（幼稚園型）

（単位：人日）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	1,137	1,137	1,086	958	894
	確保方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
実績		787	550	523	483	—

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

（単位：人日）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	813	786	758	689	643
	確保方策	0	0	0	0	0
実績		51	10	25	2	—

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外に、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

本町には認定こども園、保育所がないため当事業を実施しておらず、実績はありませんでした。

（単位：人日）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保方策	0	0	0	0	0
実績		0	0	0	0	—

(10) 病児保育事業

病気や病気回復期の病児や突然の発熱などで集団保育が困難な児童を、保育所・病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

本町では当事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

(単位：人日)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	146	141	136	124	116
	確保方策	0	0	0	0	0
実績		0	0	0	0	—

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により扈間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

量の見込みは令和2年度から減少傾向で推移すると見込んでいましたが、利用実績は増加傾向で推移し、令和6年度は34人となっています。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画	量の見込み	34	31	28	29	27
	1年生	7	7	6	9	7
	2年生	7	7	7	6	9
	3年生	12	6	6	6	5
	4年生	3	6	3	3	3
	5年生	4	2	5	2	2
	6年生	1	3	1	3	1
実績	確保方策	40	40	40	40	40
	実績	24	29	29	31	34
	1年生	1	11	4	6	11
	2年生	5	1	13	6	6
	3年生	11	5	1	12	5
	4年生	2	10	3	2	10
	5年生	4	0	8	2	0
	6年生	1	2	0	3	2

第4章

計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第8期羅臼町総合計画では、将来のテーマを「人・まち・自然いきいき未来創造」とし、人口減少や基幹産業である漁業の低迷による将来を見据え、”選択と集中“のサービス提供を行ってきました。協働のまちづくりを基本方針に、自助・共助・公助の考え方でまちづくりを進めていくこととしています。

第2期計画に引き続き、本計画においても総合計画の理念に従って、自然豊かな本町で地域の方々に見守られ、支えられ、親子が育ち、育てられる支援体制を整備していくために基本理念を下記のとおり定めます。

《基本理念》

人・まち・自然いきいきの 地域に見守られ、親と子が健やかに育つまち

この基本理念を実現するため、家庭は教育の原点であり、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、子どもと子育て家庭を取り巻く状況を踏まえた、子どもの育ちと子育てを支援する環境づくりが重要です。

少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で、子どもの成長にしっかりと向き合いながら、教育・保育や子育て支援の安定的な提供を行うために、子どもの健やかな成長と子育て家庭の子育てを地域ぐるみで応援していくこととします。

2. 基本方針

子ども・子育て支援にあたっては、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、以下の3つの柱を基本方針とします。

(1) 子どもの権利を守るとともに最善の利益を図る

子どもは保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体です。

子どもの権利を保障し、子どもの今とこれからにとっての最善の利益を図るため、子どもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

また、成育環境等によって差別的取り扱いを受けることのないよう、虐待、いじめ、暴力等から子どもを守り救済します。

(2) ライフステージに応じて切れ目のない支援を提供する

子どもの状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを、社会全体で切れ目なく支えます。

(3) 貧困と格差の解消を図り、全ての子どもが幸せな状態で成長できるようにする

愛着を土台として、全ての子どもが相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所をもち、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し自分らしく社会生活を営むことができるよう取組を推進します。

また、困難な状況にある子どもや家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行います。

3. 基本目標

基本目標1 地域における子育て支援

子育て世帯が安心して子育てできるよう、教育・保育サービスや子育て支援事業の充実を図るとともに経済的支援を推進します。

また、子育て中の保護者が不安や悩みを抱えたまま孤立することのないよう、関係機関と連携による子育て支援の相談支援体制を確保します。

基本目標2 母性ならびに子どもの心身の健康の確保及び増進

妊娠期、出産期、乳幼児期等を通じて母子の健康を確保するため、乳幼児健診事業、教育・訪問・相談事業、歯科保健事業、予防接種事業など各種の母子保健に関わる事業を推進します。

また、生涯を心身ともに健康に過ごすための食育や、子どもが健全に成長するための取組を関係機関が連携して地域全体で推進します。

基本目標3 安全・安心な子育て生活環境の整備

事故や災害、犯罪から子どもを守るために、関係機関や関係団体、地域住民等との連携のもと、安全で安心できる環境づくりを進めます。

また、子育て世帯の住まいの確保を支援するとともに、子どもの遊び場や居場所の計画的な維持管理を推進します。

基本目標4 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもが次代の担い手として、また、自らの人生の主役として夢と希望をもち、心豊かにたくましく育つことができるよう、羅臼町の豊かな自然環境を活かした学校教育及び社会教育を推進します。

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の支援

働く母親のみならず、全ての子育て家庭で親子がともに笑顔で暮らせるように、また、男女がゆとりある職業生活とともに家庭生活や地域生活との調和を図れるよう、子育て支援の充実を図るとともに、職業生活と家庭生活の両立を支援する制度の周知を図ります。

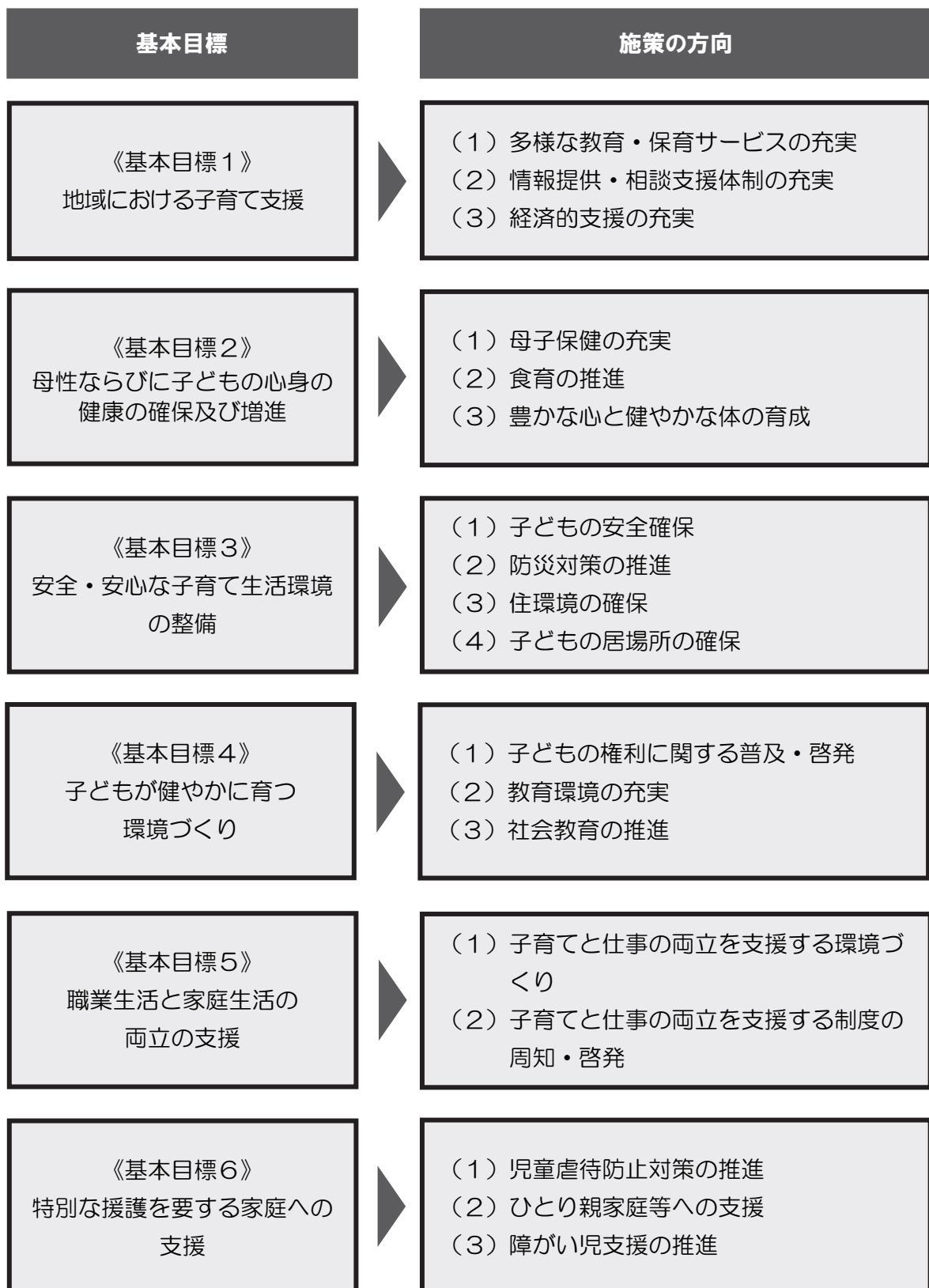
基本目標6 特別な援護を要する家庭への支援

子どもが幸せに育つ権利を脅かす児童虐待などの問題に対して、早期に発見し適切な対応がとれるよう、様々な関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

また、障がいのある子どもやその疑いのある子どもと家庭への支援など、支援体制の充実に努めます。

4. 施策の体系

本計画の基本理念の実現に向けて、基本目標に基づく施策の体系を次のとおり構成し、総合的、計画的な施策の展開を図ります。



第5章

子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援

(1) 多様な教育・保育サービスの充実

幼稚園による教育と通園児の預かり保育、放課後児童クラブの充実を図ります。また、令和8年度幼稚園、小学校統合後の教育・保育サービスが円滑に移行できるよう対応します。

なお、町内唯一の民間による保育施設「ちゅーりっぷ保育園」との連携を図り、保育環境の確保に努めます。

取組名	取組内容	担当課
幼稚園の運営	<ul style="list-style-type: none">・3歳以上の子どもの教育・幼稚園統合への対応	教育委員会 保健福祉課
小規模保育事業	<ul style="list-style-type: none">・3歳未満の子どもの保育・人材確保への支援	保健福祉課
一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園における預かり保育・子育て支援センターにおける一時預かり保育	教育委員会 保健福祉課 幼稚園 子育て支援センター
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none">・扈間保護者のいない家庭の学童保育・放課後児童支援員の確保への支援・小学校統合後の対応	保健福祉課 教育委員会
子育て支援センター「ありんこ」	<ul style="list-style-type: none">・センター開放事業の継続実施・各種子育て支援事業の実施・子育て支援ガイドブックの更新・パパの日の開催	子育て支援センター 保健福祉課
教育・保育事業の連携	<ul style="list-style-type: none">・子ども・子育てに関する情報共有・小規模保育事業と幼稚園の連携	教育委員会 保健福祉課

(2) 情報提供・相談支援体制の充実

現在の子育て支援センターや保健福祉課、幼稚園や教育委員会での相談支援体制を強化するとともに、妊娠期からの切れ目のない、様々な不安や悩みの解消を図るため相談窓口を設置します。

取組名	取組内容	担当課
子育て世代包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・妊娠・出産・子育ての悩み等の相談体制・情報提供・電話、来所等での相談・各事業等での周知	保健福祉課 子育て支援センター 教育委員会 幼稚園

取組名	取組内容	担当課
こども家庭センターの設置	・全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに對して母子保健及び児童福祉に関する包括的な支援を実施する「こども家庭センター」の検討・設置	保健福祉課 子育て支援センター
民生児童委員との連携	・民生児童委員との連携による身近な相談体制の提供 ・民生児童委員への情報提供、情報共有	保健福祉課
子育て支援ネットワーク会議	・子育て支援関係団体との情報交換会	子育て支援センター 保健福祉課
保健福祉事務所、児童相談所等専門機関との連携	・各会議、ケース検討などの参加要請	保健福祉課

(3) 経済的支援の充実

子育て中の家庭に対し、経済的負担の軽減に関する諸制度の周知に努めます。

また、町独自の経済的支援を充実し、家庭における生活の安定と児童生徒の健全な育成等、住民が安心して子育てできるよう支援します。

取組名	取組内容	担当課
不妊治療等助成(先進分)	・治療費自己負担額の一部を助成 ・医療機関までの交通費の一部を助成	保健福祉課
低所得妊婦初回産科受診料支援事業	・低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、状況を把握し必要な支援につなげるため、妊婦判定のための初回の産科受診料の一部を助成	保健福祉課
妊産婦健康診査費用等の助成	・妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分、精密検査、産婦健康診査2回分の費用、交通費を助成	保健福祉課
妊婦宿泊費助成	・妊婦健診後、悪天候等により羅臼町に帰ることができず、医療機関のある現地の施設に宿泊した場合にその費用の一部を助成	保健福祉課
出産祝い金	・3人目以降の子どもを出産された世帯を対象に出産祝い金を支給	保健福祉課
妊婦のための支援給付 (旧) 出産・子育て応援給付金等事業	・妊婦の認定時及び子どもの人数届け出時に給付金を支給	保健福祉課

取組名	取組内容	担当課
新生児聴覚検査費用の助成	・赤ちゃんの聴覚に異常がないか早期に発見するための検査の費用を助成	保健福祉課
1か月児健康診査の助成	・生後1か月頃に受診する健康診査に対して費用の一部を助成	保健福祉課
子ども医療費助成制度	・18歳以下の子どもが医療機関を利用したときの医療費のうち、保険診療分の自己負担額を全額助成	保健福祉課
移住・定住促進補助金	・引越し費用の一部を補助 ・0～18歳の子どもがいる移住者世帯に対して補助金を支給 ・住宅取得やリフォーム等の整備費用の一部を補助	企画財政課

基本目標2 母性ならびに子どもの心身の健康の確保及び増進

(1) 母子保健の充実

平成30年3月に策定した「羅臼町母子保健計画」を基本とし、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図り、医療連携の必要な場合は連携に努めています。

取組名	取組内容	担当課
母子健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none">・手帳の交付・保健師による面談・リスクアンケート、健康相談等・サポートプランの作成	保健福祉課
妊婦健康診査費用の助成 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・妊婦一般健康診査14回分、超音波検査6回分、精密検査、産婦健康診査2回分の費用を助成	保健福祉課
妊婦歯科健診受診券の発行	<ul style="list-style-type: none">・妊婦に対し、川上歯科医院にて歯科健診とブラッシング指導を受けることができる受診券を発行	保健福祉課
産後ケア事業	<ul style="list-style-type: none">・産後に授乳や育児相談などのサポートを助産師等から受けられる事業	保健福祉課
新生児訪問、未熟児訪問	<ul style="list-style-type: none">・保健師による家庭訪問・母親と赤ちゃんの健康状態確認・赤ちゃんの身体測定・育児相談など	保健福祉課
養育支援訪問事業	<ul style="list-style-type: none">・特に支援を必要とする妊婦や児童に対する保健師の訪問及び支援	保健福祉課
1か月児健康診査の助成 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・生後1か月頃に受診する健康診査に対して費用の一部を助成	保健福祉課
乳幼児健診	<ul style="list-style-type: none">・3～5か月児、9～11か月児、1歳児、1歳6か月児、3歳児を対象に実施・小児科医、歯科医の健診・保健師、栄養士、歯科衛生士による相談等	保健福祉課 子育て支援センター
乳児健康相談	<ul style="list-style-type: none">・生後5～7か月頃に保健師、栄養士、歯科衛生士が育児相談、栄養相談、歯科相談を実施・身体測定・図書館司書によるブックスタート	保健福祉課 教育委員会

取組名	取組内容	担当課
2歳児健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・身体測定 ・保健師、栄養士、歯科衛生士による相談 	保健福祉課 子育て支援センター
歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一般フッ素塗布事業 ・歯科表彰（3歳児健診、幼稚園年長児で虫歯のないお子さんとその家庭） ・フッ化物洗口事業（幼・小・中） ・幼稚園や依頼のあった学校での歯みがき指導 	保健福祉課 教育委員会 幼稚園 小中学校
定期予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種の周知、スケジュールの調整等の相談 ・接種は医療機関に委託 ・未接種者への接種勧奨 	保健福祉課
電話、来所、訪問相談	<ul style="list-style-type: none"> ・希望等に応じ、隨時実施 	保健福祉課
医療との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、個別に医療機関と連携 ・保健所主催の母子担当者会議、養育者支援保健・医療連携会議 ・緊急時に備えた妊産婦情報連携支援 	保健福祉課
園児・児童・生徒への肥満対策	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の養護教諭との連携 ・小中学生の肥満度20%以上で希望する児童に対して保健師、栄養士による指導 	保健福祉課 教育委員会 幼稚園、学校

（2）食育の推進

生涯を心身ともに健康に過ごすために必要な食育に関して、保護者及び子どもへの学習機会の提供や情報共有を図ります。

取組名	取組内容	担当課
離乳食の体験学習 「離乳食教室」	<ul style="list-style-type: none"> ・生後2～4か月までのお子さんとその保護者を対象としたスタート編 ・生後9～11か月までのお子さんとその保護者を対象としたステップアップ編 ・栄養士による実習と講義 ・歯科衛生士の講話、保健師の相談等 	保健福祉課 子育て支援センター
母子保健事業における栄養指導	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康相談における栄養士による栄養指導 	保健福祉課
学校給食における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行事食の提供 ・町内産食材の活用 	学校給食センター

(3) 豊かな心と健やかな体の育成

平成30年度に立ち上げた、教育委員会、保健福祉課、各幼稚園と連携した横断的な組織「羅臼町子どもの自律・親育ち応援チーム 緒むすび」の活動を継続し、町の子供たちの発育や発達段階に合わせた親としての関わりや健康課題の解決に向けた取組を実施します。

取組名	取組内容	担当課
子どもの自律・親育ち応援チーム緒むすび	<ul style="list-style-type: none">・生活状況アンケートの実施・課題に応じた対策（メディアの使い方、健康課題）など	教育委員会 幼稚園 保健福祉課 子育て支援センター
養護教諭、保健師との連携	<ul style="list-style-type: none">・養護教諭、保健師との情報交換及び課題解決の方策検討・学童・生徒の肥満対策	学校 保健福祉課
生命や性、タバコ等に関する教育	<ul style="list-style-type: none">・保健師、栄養士等による学校での健康教育・こころの健康教育	学校 保健福祉課
幼稚園・保健師・栄養士の連携	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園と保健師との情報交換会・幼稚園と栄養士との連携（肥満対策等）	幼稚園 保健福祉課
社会教育と保健事業の連携	<ul style="list-style-type: none">・ブックスタート事業（乳児健康相談、ちいさい子のおはなし会など）・家庭教育学級の開催	教育委員会 保健福祉課 子育て支援センター

基本目標3 安全・安心な子育て生活環境の整備

(1) 子どもの安全確保

子どもにとって安心なまちづくりを確保していくため、広報や防災無線等を活用して啓発強化を進めます。

また、交通事故による輪禍を防止するため、子どもや子育て家庭等に対する交通安全意識の啓発に取り組みます。

さらに、災害等が発生した場合に適切に対応できるよう、学校における防災教育や訓練等、防災体制の確立を進めます。

取組名	取組内容	担当課
不審者等の情報提供	<ul style="list-style-type: none">防災無線等での情報提供広報等を活用した防止啓発地域と連動した取組の推進	総務課 教育委員会
熊出没情報と対応	<ul style="list-style-type: none">学校との連携ホームページへの掲載必要に応じて防災無線等での情報提供	総務課 教育委員会
安全な道路環境の推進	<ul style="list-style-type: none">通学路の点検及び安全対策の検討関係機関との連携による羅臼町通学路安全推進会議の推進冬期における通学路の除排雪	教育委員会 建設水道課
交通安全意識の啓発	<ul style="list-style-type: none">幼稚園、学校での交通安全教室の開催交通指導員の確保	町民環境課 教育委員会
子どもの緊急避難場所の確保	「子ども110番の家」「子ども110番の車」の普及啓発	教育委員会

(2) 防災対策の推進

様々な災害の可能性がある本町において、生命を守ることを最優先に、子どもたちへの防災教育を推進するとともに、妊婦や子どもの情報を関係機関と共有するなど有事に備えます。

取組名	取組内容	担当課
妊産婦情報連携支援	<ul style="list-style-type: none">保健福祉課、消防署、産科医療機関と妊婦の情報を共有し、有事に備える	保健福祉課 消防署
防災に関する情報提供と意識の高揚	<ul style="list-style-type: none">「1日防災学校」など幼稚園、学校、地域による防災教育の実施防災ハザードマップの提供防災情報メール、LINEの配信	教育委員会 幼稚園 総務課

取組名	取組内容	担当課
防災訓練	・「防災訓練」(年に1回)、「総合防災訓練」(2年に1回)のほか、地区や時期を限定した訓練の実施	教育委員会 幼稚園 総務課 子育て支援センター

(3) 住環境の確保

本町にある空き家や空き地、賃貸住宅の情報提供を行うほか、本町が整備している町営住宅の適正な管理を推進します。

また、本町に移住してきた方を対象に住宅取得やリフォーム等に係る補助金を支給します。

取組名	取組内容	担当課
子育て世帯の住宅取得支援	・住宅取得や改修に関する相談支援 ・空き家、空き地バンク ・賃貸住宅の空室情報提供	企画財政課
町営住宅の適正管理	・羅臼町町営住宅等長寿命化計画に基づく計画的な町営住宅の管理 ・建替事業におけるユニバーサルデザインの導入による高齢者・障がい者から子育て世帯まで誰もが使いやすい住まいづくり	建設水道課
移住・定住促進補助金（再掲）	・引越し費用の一部を補助 ・0～18歳の子どもがいる移住者世帯に対して補助金を支給 ・住宅取得やリフォーム等の整備費用の一部を補助	企画財政課

(4) 子どもの居場所の確保

親子や子ども同士がふれあえる場として各地区の公園など身近な遊び場の確保に努めるとともに、地域の既存公共施設の適正管理と柔軟な施設運営を図り、子どもがその自主性に基づき自由に楽しく集い遊ぶことができる場の確保に努めます。

取組名	取組内容	担当課
放課後児童クラブ（再掲）	・雇用保護者のいない家庭の学童保育 ・放課後児童支援員の確保への支援 ・小学校統合後の対応	保健福祉課 教育委員会

取組名	取組内容	担当課
身近な遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none">・町管理の各地区の公園の遊具の点検、修繕・公共施設の計画的な修繕、改修	保健福祉課 庁内関係課

基本目標4 子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 子どもの権利に関する普及・啓発

大人だけでなく、子ども自身が自らを、生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体であると認識し、互いに尊重し合う環境づくりと啓発活動を行います。

取組名	取組内容	担当課
子どもの権利の普及啓発	・子どもの権利条約やこども基本法などパンフレット等による広報・啓発	保健福祉課
人権教育の推進	・小中学校の道徳の授業等を通じて人権教育を実施	教育委員会
子どもの意見表明・参加機会の充実	・町が推進する事業や取組に対して、子どもが意見をいえる場づくりの推進	保健福祉課

(2) 教育環境の充実

子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、また、知識・技能と思考力・判断力・表現力等、確かな学力を身に付け、豊かな心と健やかな体を育んでいけるように努めます。

また、自然界の成り立ちや循環、地域の課題について学び、持続可能な社会の実現と未来を創る力を身に付けた子どもたちの育成を目指します。

取組名	取組内容	担当課
羅臼町総合教育会議	・教育施策の方向性の協議 ・児童生徒の生命又は身体の保護など緊急事態への対処	企画財政課 教育委員会
幼小中高一貫教育	・早寝・早起き朝ごはん運動 ・羅臼町小中高校生生活のきまり ・羅臼っ子学習のきまり ・知床学	教育委員会
幼稚園、小・中学校の施設整備	・幼稚園、小中学校の施設の計画的な改修 ・授業で使用する備品などの充実 ・幼稚園、小学校の統合	教育委員会
ICT機器の整備	・教育のICT化のさらなる充実 ・校務のデジタル化推進	教育委員会
羅臼町育ちの手帳「こんぱす」	・羅臼町育ちの手帳「こんぱす」を通じた相談支援情報の共有	教育委員会

取組名	取組内容	担当課
地域と学校の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールの推進 ・家庭教育の支援 	教育委員会

(3) 社会教育の推進

自ら考え、主体的に判断し、行動できる人の育成に向けて様々な社会教育事業を推進するとともに、「ふるさと学習の推進」を重点とした社会教育を通じて、シビックプライド（まちに対する町民の誇り）の醸成を図ります。

取組名	取組内容	担当課
ふるさと学習事業	<ul style="list-style-type: none"> ・知床学の推進 ・クマ学習、生態系学習、外来種学習 ・海洋教育、水産教室 ・他地域交流学習、教員研修 ・郷土の歴史に関する学習 	教育委員会
スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人羅臼スポーツクラブらいづとの連携によるスポーツ関連事業の推進 	教育委員会
芸術・文化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術鑑賞機会の提供 ・文化団体、サークルとの連携 	教育委員会
読書活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館の運営 ・移動図書館バス「かもめ号」の巡回 ・読書に関する事業の充実 ・読み聞かせサークルとの連携 	教育委員会

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の支援

(1) 子育てと仕事の両立を支援する環境づくり

保護者の子育てと職業生活の両立を支援するため、教育・保育サービスの円滑な運営を図るとともに、地域子育て支援事業の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
幼稚園の運営 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・3歳以上の子どもの教育・幼稚園統合への対応	教育委員会 保健福祉課
小規模保育事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・3歳未満の子どもの保育・人材確保への支援	保健福祉課
一時預かり事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園における預かり保育・子育て支援センターにおける一時預かり保育	教育委員会 保健福祉課 幼稚園 子育て支援センター
放課後児童クラブ (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・昼間保護者のいない家庭の学童保育・放課後児童支援員の確保への支援・小学校統合後の対応	保健福祉課 教育委員会

(2) 子育てと仕事の両立を支援する制度の周知・啓発

子育てがしやすい社会環境づくりの一貫として、子育て中の労働者が男女ともに育児休業を取得しやすく、また、職場復帰しやすい環境を整備されるよう、事業所への啓発や利用者への制度利用を促進します。

取組名	取組内容	担当課
母子保健事業との連携	<ul style="list-style-type: none">・母子健康手帳交付時の就業状況聞き取り・妊娠休暇制度や育児休業制度の説明と事業所の状況確認	保健福祉課
仕事と子育ての両立に関する法令の広報・啓発	<ul style="list-style-type: none">・労働基準法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法等の周知	産業創生課 保健福祉課
仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発	<ul style="list-style-type: none">・広報やパンフレット等を通じた仕事と生活の調和に関する周知・啓発	産業創生課 保健福祉課

基本目標6 特別な援護を要する家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策の推進

児童虐待に関する啓発に努め、その防止を図るとともに、地域や関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見体制、虐待を受けた子どもの適切な保護体制など、児童虐待に関する施策に取り組みます。

取組名	取組内容	担当課
要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none">・地域、関係機関、関係団体で構成される要保護児童対策地域協議会の開催・個別ケースの情報共有、対策検討	保健福祉課 教育委員会
児童虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none">・関係機関との連携強化による、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応	保健福祉課 教育委員会
こども家庭センターの設置 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して母子保健及び児童福祉に関する包括的な支援を実施する「こども家庭センター」の検討・設置	保健福祉課 子育て支援センター
新生児訪問、未熟児訪問 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・保健師による家庭訪問・母親と赤ちゃんの健康状態確認・赤ちゃんの身体測定・育児相談など	保健福祉課
養育支援訪問事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none">・特に支援を必要とする妊婦や児童に対する助産師や保健師の訪問及び支援	保健福祉課

(2) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭や生活困難な家庭の生活の安定を図るため、各種給付の周知を図るとともに、教育や技能訓練、就業の機会の拡大など自立に向けた支援を行います。

取組名	取組内容	担当課
ひとり親家庭等医療費助成	<ul style="list-style-type: none">・18歳の年度末までの子どもを養育しているひとり親家庭に対する、医療費の助成	保健福祉課
母子・父子・寡婦福祉資金	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭に対する生活資金や修学資金などの貸付	保健福祉課
児童扶養手当	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給	保健福祉課

取組名	取組内容	担当課
自立支援教育訓練給付金	・ひとり親家庭の母又は父の就労に効果的な資格取得に係る受講料等の一部助成	保健福祉課
高等職業訓練促進給付金	・ひとり親家庭の母又は父が看護師等の高度な技能を取得する際の助成	保健福祉課

(3) 障がい児支援の推進

障がいのある子どもの増加や支援の多様化に対応するとともに、一人ひとりの可能性を伸ばし自立や社会参加ができるよう、障がいの程度や発達段階に応じた療育・教育等の内容の充実を図ります。

取組名	取組内容	担当課
子ども発達支援センター「ありんこ」	・発達や成長に心配のある子どもへの療育支援 ・子どもの発達や成長に関する相談支援	子ども発達支援センター 保健福祉課
特別支援教育の推進	・小中学校における特別支援教育 ・個々の状態や特性に応じた教育 ・教育支援委員会による支援	教育委員会
羅臼町育ちの手帳「こんぱす」(再掲)	・羅臼町育ちの手帳「こんぱす」を通じた相談支援情報の共有	教育委員会

第 6 章

事業量の見込み

1. 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援法及び児童福祉法に基づく子ども・子育て支援制度の概要は下記のとおりです。

子ども・子育て支援給付

子どものための現金給付	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付	
子どものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	
私学助成幼稚園の利用料や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等の利用料無償化	
妊婦のための支援給付 【新規：令和7年4月1日施行】	
妊婦の認定時及び子どもの人数届け出時に給付金を支給	
乳児等のための支援給付 【新規：令和8年4月1日施行】	
こども誰でも通園制度	

養育その他してのいる者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業
①利用者支援事業
②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
③妊婦健康診査
④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業他
⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑧一時預かり事業
⑨時間外保育事業
⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業
⑭子育て世帯訪問支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）
⑮児童育成支援拠点事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）
⑯親子関係形成支援事業 【新規：令和6年4月1日施行】（努力義務）
⑰妊婦等包括相談支援事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 【新規：令和7年4月1日施行】
⑲産後ケア事業 【新規：令和7年4月1日施行】（努力義務）
仕事・子育て両立支援事業
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
働き方等の多様化に対応した子育て支援事業 【新規：令和8年10月1日施行】
1歳未満の子どもを養育する国民年金の被保険者に対する経済的支援

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供にあたって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされていますが、本町では各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定します。

3. 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえてコホート変化率法により算出しました。

(単位：人)

年齢	実績値	推計値				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
0歳	9	12	12	11	10	10
1歳	18	9	12	12	11	10
2歳	17	17	8	11	11	11
3歳	17	16	16	8	11	11
4歳	21	17	16	16	8	11
5歳	18	21	17	16	16	8
就学前計	100	92	81	74	67	61
6歳	30	17	20	16	15	15
7歳	33	30	17	20	16	15
8歳	29	32	30	17	20	16
9歳	29	29	32	30	17	20
10歳	27	29	29	32	30	17
11歳	37	27	29	29	31	30
小学生計	185	164	157	144	129	113
合計	285	256	238	218	196	174

※各年4月1日現在

※児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コホート変化率法により算出しました。

4. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

(1) 1号認定及び2号認定（教育・保育施設／3歳以上）

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	54	49	40	35	30
1号認定	26	24	19	17	14
2号認定	28	25	21	18	16
確保方策	100	100	100	100	100
幼稚園	70	70	70	70	70
幼稚園+預かり保育	30	30	30	30	30

<確保方策>

3歳以上の未就学児童（1号認定及び2号認定）は「羅臼幼稚園」及び「春松幼稚園」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

現在2園ある幼稚園は令和8年度に統合することとなっていますが、統合後も量の見込みを受け入れられる提供体制を確保します。

(2) 3号認定（保育施設／3歳未満）

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	10	7	8	8	8
2歳	6	3	4	4	4
1歳	2	2	2	2	2
0歳	2	2	2	2	2
確保方策	11	11	11	11	11
2歳	6	6	6	6	6
1歳	3	3	3	3	3
0歳	2	2	2	2	2

<確保方策>

3歳未満の保育を必要とする児童（3号認定）は「小規模保育事業ちゅーりっぷ保育園」での受け入れを確保方策とし、量の見込みに対する供給量を確保できる見通しです。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、又は妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

(単位：箇所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	2
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	0	0	0	0	1
妊婦等包括相談支援事業型	1	1	1	1	1

＜確保方策＞

令和3年度に開設した子育て世代包括支援センターでこども家庭センター型(従来の母子保健型)の利用者支援事業を継続します。

また、令和7年度から伴走型相談支援事業により妊婦等包括相談支援事業型の利用者支援事業を実施します。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター等）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(単位：人回／月)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	216	182	193	182	176
確保方策	250	250	250	250	250

＜確保方策＞

羅臼町子育て支援センター「ありんこ」の運営により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

併せて、羅臼町子育て支援センターにおける子育て相談を実施し、地域において子育てに不安や悩みを抱えている保護者への相談支援を行います。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(単位：回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	177	177	162	147	147
確保方策	200	200	200	200	200

<確保方策>

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保と受診しやすい環境づくりを推進するとともに、妊婦の健康管理の充実・向上を図ります。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	11	10	10
確保方策	20	20	20	20	20

<確保方策>

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保を図るとともに、乳児のいる世帯の訪問を通じて子育て支援に関する情報提供や支援を要する家庭の把握を行います。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、助産師や保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	6	5	4	4	4
確保方策	10	10	10	10	10

＜確保方策＞

現在の人員体制により量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

今後も当事業を継続して実施できるよう人員体制の確保を図るとともに、養育支援が必要な家庭に継続して保健師の訪問、助言・指導を行います。

また、当事業を通じて児童虐待の発生を未然に防ぐとともに、関係機関との連携により早期発見、早期対応の体制を維持します。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）

様々な理由により児童の療育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し、児童を保護することで、児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	3	3	3	2
確保方策	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

本町には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあります。

量の見込みの推計では、計画期間内において子育て短期支援事業のニーズはわずかながらあると見込んでいますが、当事業を必要とする保護者が出でた場合には、近隣で当事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
小学校低学年	0	0	0	0	0
小学校高学年	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

＜確保方策＞

本町では当事業を実施しておらず、計画期間内において当事業の利用ニーズはないと見込んでいます。

保護者が小学生児童を預ける必要がある場合には、社会福祉協議会で登録しているボランティアと託児希望者をマッチングする事業につなぐこととします。

(8) 一時預かり事業

①一時預かり（幼稚園型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった在園児を幼稚園の教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	447	406	331	290	249
確保方策	500	500	500	500	500

＜確保方策＞

町内の幼稚園で実施している預かり保育での受け入れを確保方策とします。

これまでの利用実績等を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

②上記以外の一時預かり（幼稚園型以外）

病気やけが、冠婚葬祭など、家庭で保育することが一時的に困難な乳幼児について保育所等で一時的に預かる事業です。

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	8	7	7	6	5
確保方策	20	20	20	20	20

＜確保方策＞

子育て支援センターで実施する一時預かり事業として当事業を実施し、量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

保護者の急用時や子育てのリフレッシュで当事業を気軽に利用できるよう、今後も事業の充実に努めます。

(9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	0	0	0	0	0

<確保方策>

本町では当事業を実施しておらず、計画期間内において当事業の利用ニーズはないと見込んでいます。

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

(単位：人日)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	99	87	80	72	66
確保方策	0	0	0	0	0

<確保方策>

当事業は一定のニーズが見込まれますが、町内の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる看護師等の確保も困難な状況にあります。

そのため、本町では計画期間内に当事業を実施せず、当事業を実施している近隣自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により戸籍家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	29	28	24	20	19
1年生	4	5	4	4	4
2年生	11	4	5	4	4
3年生	6	10	4	5	4
4年生	4	5	8	3	4
5年生	4	1	2	3	1
6年生	0	3	1	1	2
確保方策	44	40	40	40	40

＜確保方策＞

令和7年度は羅臼小学校・春松小学校にて当事業を実施し、量の見込みに対応できる提供体制を確保できる見込みです。

現在2校ある小学校は令和8年度に統合する予定となっていますが、統合後も量の見込みを受け入れられる提供体制を確保します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき副食費、日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現状のとおり実施していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

本町の地理的状況などにより、積極的な民間事業者への参入の可能性は低いと考えられます。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

(14) 子育て世帯訪問支援事業【新規】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

本町では当事業の対象となる世帯は過去にわずかに存在しており、役場窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(15) 児童育成支援拠点事業【新規】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。

本町では当事業の対象となる児童は過去にわずかに存在しており、学校や役場窓口等における相談対応や先生や保健師等による支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、居場所を必要とする児童を把握した場合にはその状況に応じた支援を行うこととします。

(16) 親子関係形成支援事業【新規】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。

また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

本町では当事業の対象となる世帯は過去にわずかに存在しており、役場窓口等における相談対応や必要に応じて関係機関への適切な支援につなげてきました。

本計画期間においては当事業に関して量の見込みは設定せず、支援を必要とする家庭があった場合に相談支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援機関へつなぐこととします。

(17) 妊婦等包括相談支援事業【新規】

妊娠期から出産・子育て期まで、面談等を通じて出産・育児等の相談やそれぞれに応じた情報提供を行い、必要な支援につなげます。

(単位：人回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	24	24	22	20	20
確保方策	40	40	40	40	40

＜確保方策＞

保健師が妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じられる体制を維持し、伴走型の相談支援を行います。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

現在の「子どものための教育・保育給付」とは別に、親が就労していない場合でも保育園や認定こども園・幼稚園などで、時間単位で子どもを預けられるようにする制度です。

なお、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に当事業は位置付けられます。

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3	3	3	3	3
0歳児	1	1	1	1	1
1歳児	1	1	1	1	1
2歳児	1	1	1	1	1
確保方策	0	3	3	3	3
0歳児	0	1	1	1	1
1歳児	0	1	1	1	1
2歳児	0	1	1	1	1

※単位「人」は必要定員数

＜確保方策＞

令和7年度に当事業の方向性の検討及び事業実施準備を進め、令和8年度から当事業を開始する予定です。

(19) 産後ケア事業【新規】

産後退院後から産後11か月までの間に、助産師による授乳方法や心身のケア、育児のサポートなど幅広い支援を行います。

（単位：人日）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15	15	13	12	12
確保方策	30	30	30	30	30

＜確保方策＞

町外の医療機関等への委託により産後ケア事業の提供体制を確保し、産後の体調不良や育児不安のある方を支援します。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

本町の就学前児童数は減少傾向にある上、既に教育・保育施設として幼稚園及び小規模保育事業が整備されているため、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。

将来的な認定こども園への移行については、教育・保育の量の見込み、財政状況等を考慮し、取組を進めるものとします。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的な考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

幼稚園及び小規模保育事業に対しては、質の高い幼児期の教育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な支援を行います。

また、子どもたちの健やかな育ちを等しく保障していくため、研修等の受講を通じて人材育成に努めています。

支援を必要とする子どもに対しては、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的な考え方

全ての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めます。

また、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供などの支援を行います。

(4) 教育・保育施設と小規模保育事業者との連携の推進

小規模保育事業を利用する子どもが、満3歳以降も引き続き質の高い教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と小規模保育事業者との連携を図ります。

(5) 幼稚園と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育は、その後の小学校教育の基盤を培う重要なものであることから、幼稚園は幼児期の教育の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつながるよう努めます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性、事業者の運営等にも配慮し、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、北海道との連携を図ります。

また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。



計画の推進

1. 計画の推進体制

「羅臼町子ども・子育て支援事業計画」の推進に際しては、第2期同様の推進体制で年度毎に各事業の進捗状況を正確に把握しつつ、実施に努めます。

また、家庭、地域、企業と相互に連携を図りながら、次代を担う子どもたちの育成を推進します。

(1) 庁内推進体制

子育て支援に関する施策は福祉、保健・医療、教育、雇用、生活環境など幅広い分野にわたっているため、推進にあたっては、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・道などの関係機関とも密接な連携・協力体制を整え、一体となって施策の展開を図ります。

(2) 羅臼町子ども・子育て会議

羅臼町子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援事業計画策定にあたり諮問機関として位置付けられています。計画の推進にあたっては、総合的かつ計画的な推進に関することが規定されていることから、毎年の目標事業量の達成状況などを把握、PDCAサイクル^{*1}を確実に行い、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

(3) 地域の組織と連携

地域社会は、子どもが地域の一員として社会との関わりをもっていくための身近な社会参加の場といえます。そのため、町内会、主任児童委員、民生児童委員、保健関係者、教育関係団体、ボランティアや関係団体などが協力して地域での子育て支援を推進します。

*1 PDCAサイクル

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。点検し、計画達成へ向けた必要な意見や助言を行います。

2. 計画推進にあたっての役割

(1) 家庭の役割

家庭は子どもの人格形成を行う基本的な場であり、家庭における日常生活やしつけの中で社会の一員としていくために必要な基本的生活習慣や社会的模範を子どもに身に付けさせる役割があります。

また、家庭の一人ひとりがそれぞれの役割をもち、男性と女性がともに家事や子育てに積極的に参加し、家庭・家族で助け合うという意識をもつことが必要です。

(2) 地域の役割

地域は家庭を支える最も身近な場であり、近所が互いに助け合い、子育て家庭を地域で支えるという風土を築いていくことが必要です。

また、地域は社会参加の場でもあります。子どもたちが大人や年齢の異なる子どもたちとの関わりをもち、社会性や連帯性を身に付けていくことができるような地域活動を進めることが必要です。

(3) 幼稚園や学校などの役割

幼稚園・学校などは、同年代の子が集団で生活する場です。集団の中で生活する上の基本的な事柄を身に付けさせるとともに、家庭や地域と充分連携を深めながら、多様な体験の機会を提供するなどして、豊かな人間性や社会性を育むことが必要です。

また、学校教育の中では、家庭や子育ての重要性、男女が共同して子育てを行うことの意義の学びをとおして、子育てのすばらしさや喜びなどを子どもに伝えることが必要です。

(4) 企業の役割

共働き世帯が増加する中で、職業生活と家庭生活が両立できるよう就業環境の整備を積極的に推進するとともに、労働時間の短縮や男性が家事や育児に参加できるような職場の雰囲気づくりを進めるなど、子育てしやすい環境づくりが必要です。

(5) 行政の役割

本計画の確実な推進を行うため、地域、企業などの理解を得、連携しながら事業を進めていくことが必要です。

また、町民に対して子育ての大切さ、支援の重要性などを広く啓発し、子育て支援施策についての意見や要望を聞きながら、事業の実施状況及び進捗状況を確認、評価していくことが必要です。

第3期 羅臼町子ども・子育て支援事業計画

《令和7年度～令和11年度》

発 行：令和7年●月

企画・編集：羅臼町 保健福祉課

〒086-1892

北海道目梨郡羅臼町栄町 100 番地 83

TEL 0153-87-2161

<https://www.rausu-town.jp/>
